熊本市健軍文化ホール使用料後納申請書

年　　月　　日

一般財団法人熊本市文化スポーツ財団　理事長　（宛）

住所（所在地）〒

申請者　団体名等

氏名（代表者名）

連絡先　担当者氏名

電話

熊本市健軍文化ホールの使用の申請に伴い使用料を納付すべきところ、下記理由により
年　　月　　日まで納付期限を延長いただきますようお願いいたします。

なお、納付延期期間中に使用を中止した場合も、規定にそって施設使用料を納入します。

使用年月日	年　　月　　日（　）～　月　　日（　）
使用室名	1　ホール　　5　会議室C 2　パーティルーム　　6　音楽練習室A 3　会議室A　　7　音楽練習室B 4　会議室B
使用料	円
理由 （根拠を具体的に明示）	

〈熊本市健軍文化ホール条例〉
第21条　第4項　利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることが出来る。
〈熊本市健軍文化ホール条例施行規則〉
第21条

※後納で使用中止する時、ホールについては使用日３０日前までに、その他の施設については使用日の前日までに使用中止届を提出された場合は規定料金の５割、期限を過ぎて提出された場合は全額をお支払いいただきます。
（関係条例施行規則第３条、第１０条）